

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1878号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区域	所在地	公署及び学校等	区域
(略)			(略)		
上越市	(略) 上越地域振興局 (健康福祉環境 部、 <u>児童・障害 者相談センタ ー、地域整備部 正善寺分室及び 直江津港湾事務 所を除く。)</u> (略) (略)	上越市	上越市	(略) 上越地域振興局 (健康福祉環境 部を除く。) (略) (略)	上越市
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。